

# 放送番組基準

## 1 基本方針

株式会社サイバーリンクスは、公共の福祉の増進、教育・文化の向上を図り、市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりができることを目的とするため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼に応える放送を行う。

放送にあたっては、上記の基本方針に基づき、審議機関の意見を参考にして、次の点を重視し、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに即時性、普遍性、多様性など、有線テレビジョン放送の持つ特性を發揮し、内容の充実に努める。

- (1) 正確で生活に役立つ地域情報の提供
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 健全な娯楽
- (5) 児童及び青少年に与える影響
- (6) 節度を守り、生活に役立つ広告
- (7) 災害の予防と拡大防止

## 2 放送基準

次の基準は、自主制作番組放送のすべてに適用する。

- (1) 人権
  - ア 人命を軽視するような取扱いをしない。
  - イ 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送をしない。
  - ウ 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取扱いを差別しない。
  - エ 個人情報の取扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取扱いはしない。
- (2) 国際関係
  - ア 人種・民族に関することを取り扱うときは、その感情を尊重し、偏見を持たせるような放送をしない。
  - イ 国際親善を害するおそれのある問題は、その取扱いに注意し、国際親善を妨げるような放送をしない。
- (3) 宗教
  - ア 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。
  - イ 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。
- (4) 法・政治・経済
  - ア 政治・経済に関しては、公正な立場を守り、市民に混乱や重大な影響を与えるおそれのある諸問題については特に慎重を期する。
  - イ 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取扱いはしない。
  - ウ 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
  - エ 国及び地方公共団体の権威を傷つけるような取扱いをしない。
  - オ 選挙の事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (5) 家庭と社会
  - ア 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
  - イ 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような思想及び言動は肯定的に取り扱わない。
  - ウ 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさ

せたりするような取り扱いをしない。

エ 公安及び公益を乱すような放送をしない。

オ 暴力行為は、どのような場合にも否定的に取り扱い、表現は最小限にとどめる。

(6) 放送の責任

ア 放送は市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて放送し、公正でなければならない。

イ 取材・編集にあたっては、一方に偏るなど、市民に誤解を与えないように注意する。

ウ 事実の放送であっても、陰惨な場面の細かい表現は避けなければならない。

(7) 表現

ア わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。

イ 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑わいな言葉や動作による表現はしない。

ウ 人心に恐怖や不安又は不快の念を起こさせるような表現はしない。

エ 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。

(8) 広告

ア 広告は、放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。

イ 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

(9) その他

ア この基準に定めるもののほか、細目については（社）日本ケーブルテレビ連盟の放送基準に準拠する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 5 月 1 日改定